



住まい

湯浅町独自 定住促進奨励金



◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

若年層を対象に湯浅町でのマイホーム購入をサポートします。



●新築・建売購入
100万円

●中古住宅購入
40万円

湯浅町独自 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

◆住民生活課 Tel 0737-64-1102

太陽電池モジュールの公称最大出力



●上限 3kW

10.5万円
(1kW当たり3.5万円)

浄化槽設置整備事業補助金

◆水道事務所 Tel 0737-62-4171



●5人槽 **33.2万円**

●6~7人槽 ... **41.4万円**

●8~50人槽 ... **54.8万円**

●撤去費用
[くみ取り便槽] **9万円** [単独浄化槽] **12万円**

●配管工事 **40万円** 単独浄化槽・くみ取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合



条件
・湯浅町に住所を有し、居住している方、または設置後に居住を予定している方
・年度内に設置完了し、電力会社と電気受給契約を行う方
・過去にこの補助金を受けたことがない方
・設置前または設置された住宅を購入する前に申請してください。



条件
※飲食店、民泊なども対象(条件あり)
・湯浅町内に浄化槽を設置される方(田地区の農業集落排水対象地域を除く)
・湯浅町に住所を有し、居住している方、または設置後に居住を予定している方
・年度内に設置工事を完了し、必要書類を提出できる方
・浄化槽管理講習会を受講された方

他にもあります! こんな制度

住宅耐震改修事業費補助金



◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

空き家改修事業補助金

◆ふるさと振興課 Tel 0737-64-1112

ブロック塀等耐震対策事業補助金



◆総務課 Tel 0737-64-1108

仕事

農業

湯浅町独自

●農業経営支援事業補助金 ◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

モノラックのレール(本機を除く資材費用として) **上限 15万円** (4分の1補助)
クローラー運搬車(購入費用として) **上限 10万円** (4分の1補助)

令和5年度からスタート

農業の省力化・軽減するためにモノラックのレール整備費用、クローラー運搬車の購入費用に対して一部補助します。

条件・湯浅町内の認定農業者の方
・国や県、その他同様の補助事業を受ける場合は対象外
・モノラックのレール整備は湯浅町内の農地が対象
・クローラー運搬車は1農家1機で申請は年1回限り

湯浅町独自

●耕作放棄地再生事業補助金 ◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

上限75万円 (1aあたり 15,000円)

担い手への農地集約を促し、耕作放棄地の解消・発生防止のため、耕作放棄地を再整備する農家に対して一部補助します。

令和5年度からスタート

条件・湯浅町内の耕作放棄地で1年以上耕作されておらず、草刈り等の管理ができていない農地
・湯浅町内の農業者で賃借・売買の農業委員会手続きが完了している方

●経営開始資金補助金 ◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

年間150万円 (最長3年)

新規就農者が就農直後に経営確立するために必要となる資金を支援します。

条件・経営開始時に49歳以下の方
・前年の世帯所得が600万円未満の方

●経営発展支援事業補助金 ◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

補助対象事業費の上限1,000万円
(経営開始資金事業と合わせて補助を受ける場合は上限500万円)

新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取り組みを支援します。

条件・経営開始時に49歳以下の方
・本人負担分について融資を受けていること



漁業

●漁業担い手育成支援事業 ◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

漁村の「しごと・担い手」を次代につなげるための実行計画に基づき、漁協などが取り組む新規担い手育成や地域活性化などを支援します。



創業

湯浅町独自

●創業支援事業補助金 ◆ふるさと振興課 Tel 0737-64-1112

上限100万円 (10分の10補助)

事業所等の改修・改装費用、設備費等、創業に必要な費用を補助します。

条件・新たに事業を開始する方
・すでに事業を営んでおり、業種転換などで新事業を開始する方



特産品開発

湯浅町独自

●特産品等開発奨励補助金 ◆ふるさと振興課 Tel 0737-64-1112

上限50万円

湯浅町の資源を活かした新商品の開発を支援します。

条件・販売が見込まれること
・町の産品を活用していること
・特産品等として定着が期待されること



パンフレットに関するお問い合わせ先

政策企画課 TEL:0737-63-2552 FAX:0737-63-3791

※各補助金・奨励金には諸条件があります。詳細は担当課までお問い合わせください。

grow with

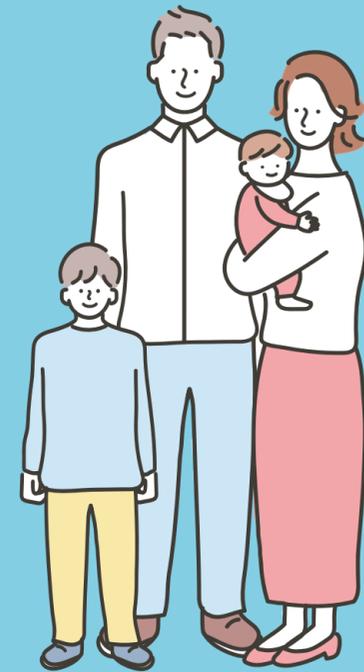
ゆあさに 住みたい 住みつづけたい

結婚

住まい

子育て

仕事



令和6年4月

和歌山県 湯浅町

ゆあさに住みたい 住みつづけたい



grow with = 共に成長する

子育て世代が「住みたい住みつづけたい」と思えるまちづくりを推進します。
「結婚」「住まい」「子育て」「仕事」に関する支援施策を通して、いつまでもあなたのそばで寄り添う湯浅町でありつづけます。

湯浅町公式LINE

湯浅町HP



@yuasa_town



https://www.town.yuasa.wakayama.jp



結婚

湯浅町独自 結婚新生活支援事業補助金

◆政策企画課 Tel 0737-63-2552

令和5年度からスタート
新婚生活をはじめるために必要となる引越し費用、住居費をサポートします。



条件

- 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻した方
- 湯浅町に住所を有し、夫婦共に39歳以下の方
- 新婚生活をはじめる費用(新築、家賃、引越し等)のうち令和6年4月1日～令和7年3月31日までに支払った費用への補助

所得制限なし!

上限30万円

●夫婦共に29歳以下の場合

上限60万円



① 出産・子育て 応援ギフト

◆健康推進課 Tel 0737-65-3008

●出産前(妊娠届提出後)

5万円



●出生後(出生届提出後)

5万円

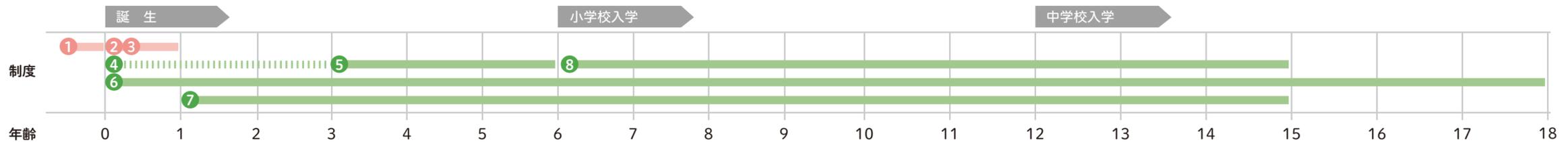
湯浅町独自 ② 出産祝い金

◆健康推進課 Tel 0737-65-3008

●第1子... 10万円

●第2子... 20万円

●第3子以降... 30万円



湯浅町独自 ④ 第2子以降 保育料・給食材料費の補助

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

第2子以降を生み育てる世帯の経済的な負担軽減、その世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、第2子以降の保育料、給食材料費を補助します(所得制限あり)。

湯浅町独自 ⑤ 未就学児 給食費の助成

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

3歳児から5歳児で提供される給食の主食費及び副食費を助成します。(上限あり)



湯浅町独自 ⑥ 18歳までの 医療費の助成

◆健康推進課 Tel 0737-65-3008

乳幼児から18歳到達後の3月31日までの医療費自己負担分を助成します(保険適用分等のみ)。



湯浅町独自 ⑦ 小児インフルエンザ ワクチン接種の助成

◆健康推進課 Tel 0737-65-3008

1歳から中学3年生まで、小児インフルエンザワクチンの接種費用を助成します(1回あたり3,700円まで)。



湯浅町独自 ⑧ 小中学校 給食費無償化

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

町内在住で小中学校に通う児童・生徒の給食費を無償化しています。



湯浅町独自 ③ 出産祝いプレゼント

湯浅町からの

1万円相当の 育児用品

◆健康推進課 Tel 0737-65-3008

紙おむつ、おしりふき、離乳食調理セットなど



町指定家庭用 もえるごみ専用袋(中) 100枚

◆住民生活課 Tel 0737-64-1102



紀州材を使った オリジナル時計

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124



町内企業さんからの

ステーキ肉

提供 [スーパーエバグリーン湯浅店(肉の廣岡)]

◆健康推進課 Tel 0737-65-3008

出産祝いとして『最高級のステーキ肉』をプレゼントしています。お宮参り、お食い初めなどのお祝いの席でお使いください。



オリジナル身長計

提供 [maestro 尾崎家具装飾株式会社]

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

1歳の誕生日に合わせて『身長計』『名入りプレート』『パースデイクード』を、2歳から10歳までは『名入りプレート』『パースデイクード』を、お子様の成長が感じられるようにお誕生日に合わせてお届けします。



湯浅町からの 入学・卒業記念品プレゼント

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

湯浅町立小中学校に通う児童・生徒のみ

小学校入学... 国語辞典

中学校入学... 英和辞典

小・中学校卒業... 卒業アルバム